

## 玉掛け技能講習

つり上げ荷重 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリック、揚貨装置による玉掛け作業に従事するには「玉掛け技能講習」を修了することが必要です。

### 根拠法令

労働安全衛生法 第 61 条-1 より政令第 20 条-16 より

制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

労働安全衛生規則第 83 条 玉掛け技能講習規程(労働省告示第 119 号)に基づく講習です。

■講習日数 3 日間 (学科 2 日・実技 1 日) **土日開催**

■講習科目

学科	クレーンに関する知識	1 h
	クレーン等の玉掛けの方法	7 h
	クレーン等の玉掛けに必要な力学	3 h
	関係法令	1 h
	学科試験	1 h
実技	クレーン等の運転のための合図	1 h
	クレーン等の玉掛け	6 h

お持ちの資格により、下記コースに分かれます。

■講習コース及び講習料金

コース	該当する者	免除科目	講習料金
A コース	1 移動式クレーン又はクレーン運転士免許、デリック運転士免許、揚貨装置運転士免許を受けた者 2. 小型移動式クレーン運転技能講習、又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者	力学 3h 合図 1h 学科半日免除	受講料 21,700 円 テキスト代 1,650 円
B コース	上記 A コースに該当しない者		受講料 23,700 円 テキスト代 1,650 円

■講習コース講習時間

コース	学科 1 日目	学科 2 日目	実技
A コース	09:00~17:00	13:00~16:00 修了試験 1h 含む	08:00~17:00 修了試験 1h 含む
B コース	09:00~17:00	09:00~16:00 修了試験 1h 含む	

